

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第72号

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例（平成12年岩手県条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第7（第2条関係） 道路交通法関係事務手数料				別表第7（第2条関係） 道路交通法関係事務手数料			
事務	名称	金額	指定試験機関等	事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]				[略]			
18 法第108条の2第1項各号に掲げる講習	[略]	[略]	[略]	18 法第108条の2第1項各号に掲げる講習	[略]	[略]	[略]
	法第108条の2第1項第2号に掲げる講習	[略]	株式会社国際自動車 教習所 株式会社高田自動車 学校		法第108条の2第1項第2号に掲げる講習	[略]	株式会社国際自動車 教習所 株式会社千厩自動車 学校 株式会社高田自動車 学校
[略]				[略]			
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。				備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。